

院外処方せんにおける疑義照会に関する合意書 (疑義照会簡素化プロトコル合意書)

公立昭和病院と〇〇〇〇薬局は、院外処方せんにおける疑義照会の運用について、下記のとおり合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

- 1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について
次の場合は、原則として疑義照会を不要とする。(詳細は細則に定める)
 - (1) 成分名が同一の銘柄変更
 - (2) 剤型の変更
 - (3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
 - (4) 無料で行う半錠、粉碎あるいは混合
 - (5) 無料で行う一包化
 - (6) 粉碎加工指示に対して簡易懸濁法を検討
 - (7) 湿布薬や軟膏での取り決め範囲内での規格変更
 - (8) その他の事項
- 2 有効期間について
有効期間は、令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日までとする
- 3 内容変更について
内容の変更については、必要に応じ双方協議して決定するものとする。

令和 年 月 日

名称：公立昭和病院

住所：小平市花小金井八丁目 1 番 1 号

代表者氏名：院長 坂本哲也

印

保険薬局名称： ×××薬局

住所：××××××××××××××××

代表者氏名：代表取締役 ××××

印